

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年11月10日提出
【計算期間】	第1期(自 平成27年2月2日至 平成27年8月10日)
【ファンド名】	新生・世界スマート債券ファンド 1502
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 外和 正光
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

インカム・ゲインとキャピタル・ゲインを追求し、長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含、日本)	ファミリーファンド	あり (米ドル売り 円買いヘッジ)
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州		
社債	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他債券 ()	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券(債 券(一般、その他 債券)))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券（一般、その他債券））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われずファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来からの信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資され

るものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

ファンドの特色

当ファンドは、主な投資先であるケイマン籍外国投資信託(メロン・オフショア・ファンズー世界スマート債券ファンド円投資型1502(ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)以下「投資先ファンド」といいます。)を通じて実質的な運用を行います。

1. ●投資先ファンドを通じて世界(新興国を含む)の様々な債券に投資することで、インカム・ゲインとキャピタル・ゲインを追求し、長期的な資産の成長をめざします。

投資先ファンドの主な投資対象は以下の通りです。

ソブリン債券

投資適格社債

ハイ・イールド債券

新興国債券

モーゲージ証券等 等

●債券種別ごとの投資配分の機動的な変更、個別銘柄の選択および限定的に通貨配分を調整することにより収益の獲得をめざします。

ポートフォリオの加重平均信用格付は、S&PによるA-格もしくはムーディーズによるA3格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とします。

●投資先ファンドにおいて原則として米ドル円の為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。

限定的な通貨配分の調整を行った場合には、一定程度の為替変動の影響を受けることがあります。

2. 投資先ファンドの実質的な運用は、BNYメロン・グループ傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントが行います。

▶スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントは、1933年に米国ボストンにて設立以来、80年以上の歴史を持つ債券運用に特化した運用会社です。

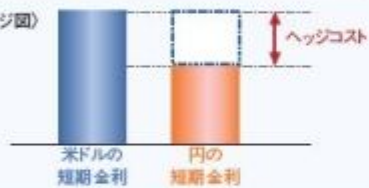
▶投資先ファンドと同様の運用戦略は、1991年の運用開始以来、20年以上の実績があります。

3. 当ファンドは、原則として、信託期間約5年の単位型投資信託です。

為替ヘッジおよびヘッジコストについて

米ドル建資産に対し、対円で
為替ヘッジする場合のヘッジコスト

〈イメージ図〉



円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合にヘッジコストが発生します。一方、米ドルの短期金利が円の短期金利よりも低い場合には、ヘッジプレミアムが発生する場合があります。

●「為替ヘッジ」とは、通貨の先渡取引*等を利用し、あらかじめ将来の為替レートを予約しておくことにより、為替変動リスクを低減することです。

●米ドルと円の取引で為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分のヘッジコストがかかります。

*先渡取引とは、将来のある時点を受渡日として、あらかじめ決定した価格ないしレートで行う取引です。

注)日米短期金利差の変動に伴い、為替ヘッジの際に支払われるヘッジコストの水準は変動します。また、実際の運用における為替ヘッジ取引では、為替先渡取引等が用いられるため、実際のヘッジコストと上記イメージ図で示される短期金利差とは一致しないことがあります。

信託金限度額

500億円を限度とします。

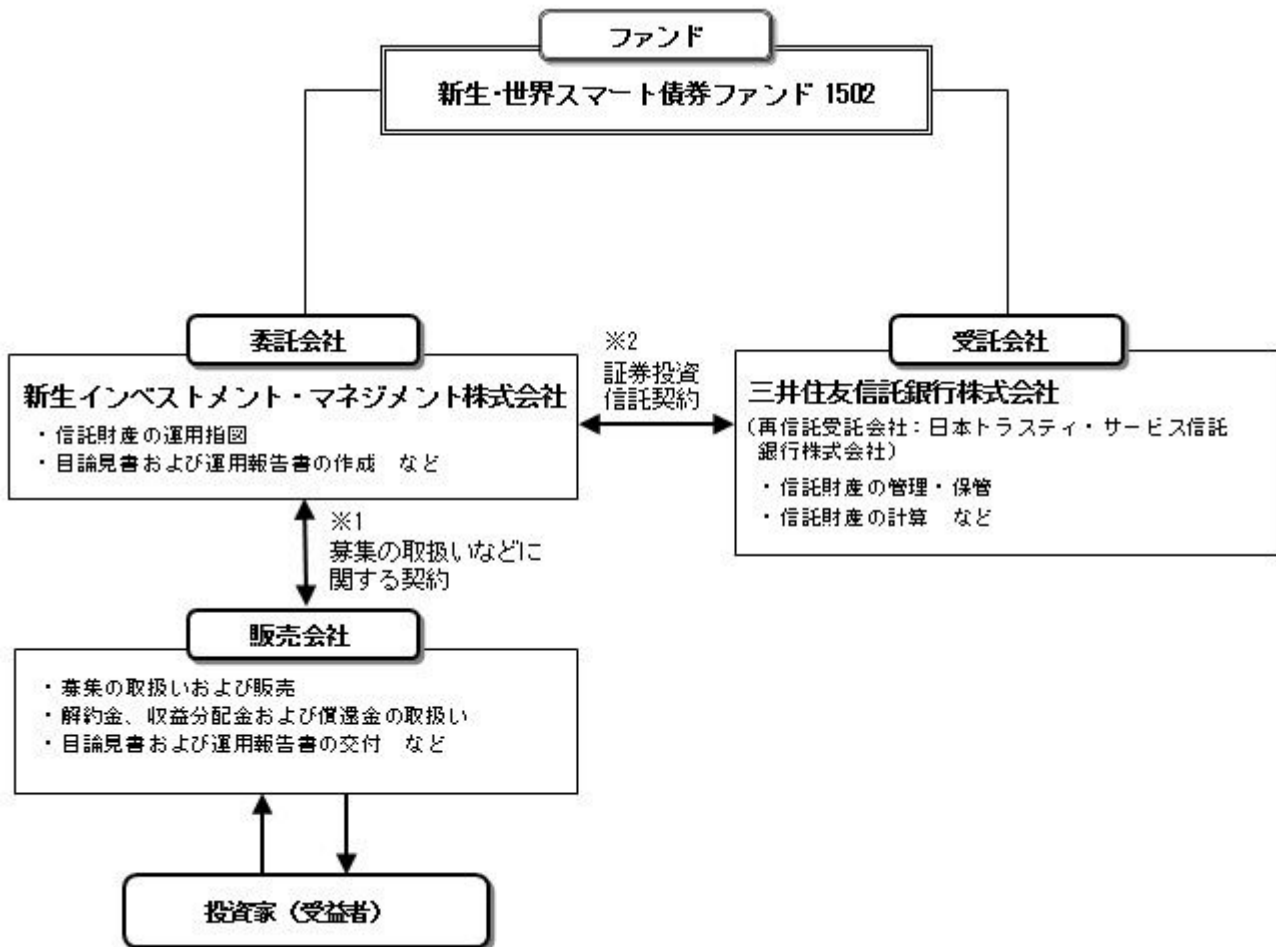
(2) 【ファンドの沿革】

平成27年2月2日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

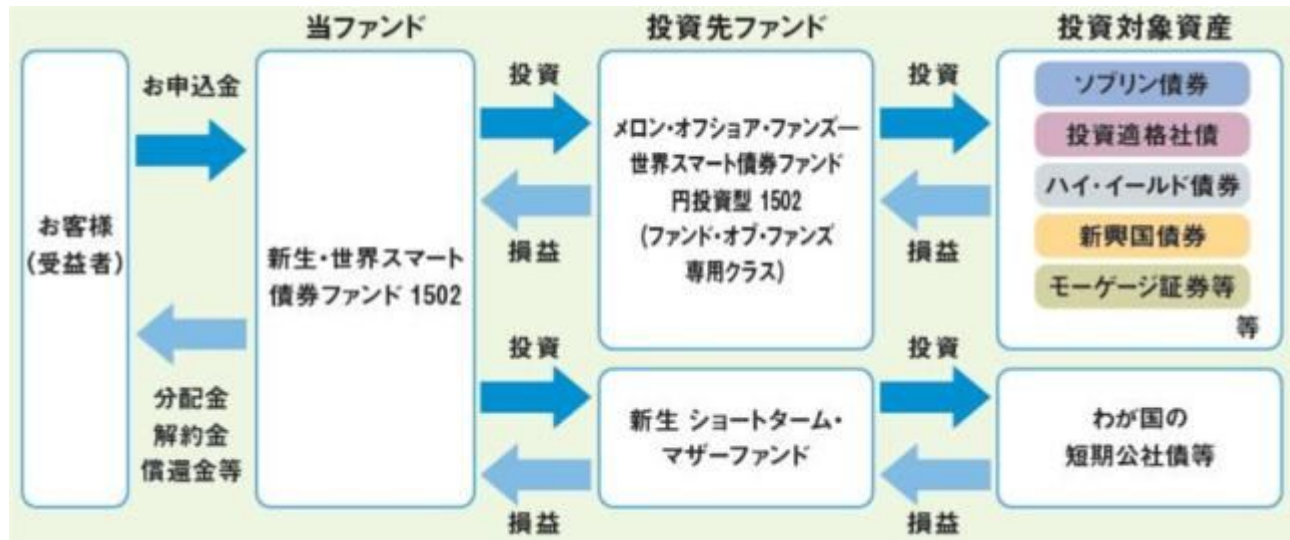


1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。原則として、投資先ファンドの組入比率を高位に保ちます。



委託会社の概況（平成27年8月末現在）

1) 資本金

4億9,500万円

2) 沿革

- 平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立
 平成14年2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
 平成15年3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可
 平成19年9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ケイマン籍円建て外国投資信託「メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド 円投資型1502 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)」受益証券（以下「投資先ファンド」といいます。）を通じて、実質的に世界の様々な債券（ソブリン債券、投資適格社債、ハイ・イールド債券、新興国債券、モーゲージ証券等の証券化商品等）およびその派生商品へ投資を行うことにより、信託財産の成長をめざします。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資先ファンドへの投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。

投資先ファンドにおいて、投資先ファンドの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の対円における為替ヘッジ取引を行います。

資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資先ファンドおよび証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

- ・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、投資先ファンドおよび「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象ファンドの概要

1) 「メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド 円投資型1502

（ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」

ファンド名	メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド 円投資型1502（ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）
形態	ケイマン籍円建て外国投資信託受益証券（契約型投資信託）
投資目的	分散された債券（その派生商品を含みます。）のポートフォリオに対する投資を通じて、安定した収益の獲得および長期的な資産の成長を追求します。
主な投資対象	ソブリン債、投資適格社債、ハイ・イールド債券、新興国債券、モーゲージ証券などの他、多様な債券および他の債務証券（固定利付または変動利付）に対して投資することがあります。
運用管理報酬等	運用管理報酬：純資産総額に対して年率1.30%（内訳：管理・投資運用報酬0.56%、販売管理報酬0.64%、管理事務代行報酬0.05%、保管報酬0.05%） 上記以外に、受託報酬0.01%（最低年間報酬額10,000米ドル）、その他の費用・手数料として取引手数料やファンドの設立に関する費用、監査報酬等が発生し、投資先ファンドより間接的にご負担いただきます。その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額を示すことができません。

管理会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
投資運用会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
副投資運用会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

2) 新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 先物取引等は価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避するため行うことができます。 スワップ取引は金利変動リスクを回避するため行うことができます。
設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会議	役割・機能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組織	役割・機能
運用部 (5名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。

トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は、平成27年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー>

1) 運用体制

投資運用会社：BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンド資産および再投資の運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

投資運用会社は、投資先ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、副投資運用会社に委託しています。

副投資運用会社：スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

投資運用会社は、投資先ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託しています。

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社です。2001年にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めています。

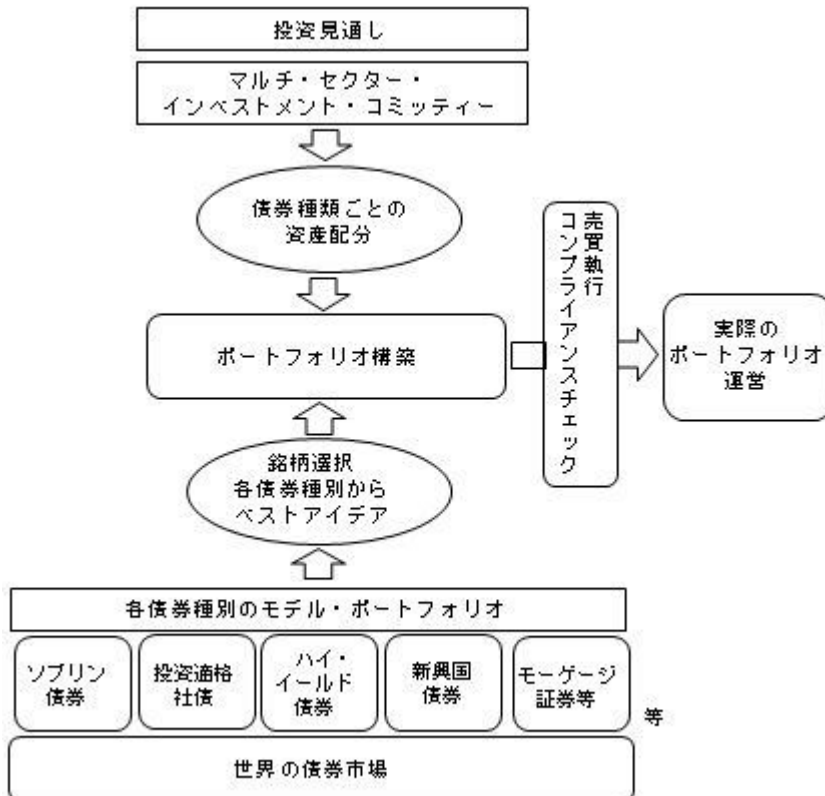
同社は、クレジット債券(社債等)運用の分野で、米国の運用会社の中で、最も長い歴史を持つ運用会社の一つであり、その他にも米国ハイイールド債(1998年運用開始)、米ドル建てエマージング債(1991年運用開始)、現地通貨建てエマージング債(1993年運用開始)など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っています。

運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなっており、2015年6月末日現在、債券運用のみに特化する約130名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えています。

2015年6月末日現在で1,604億米ドル(約20兆円)以上の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっています。

(注) 2015年6月末日現在の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=122.45円)によります。

2) 投資プロセス



- ・債券種別ごとの資産配分の変更と、それぞれの債券種別における銘柄選択により収益の獲得を目指します。
- ・ソブリン債券、投資適格社債、ハイ・イールド債券、新興国債券、モーゲージ証券等などの間で配分の変更を行います。
- ・バークレイズ・グローバル総合・インデックスの債券種別比率に対して強弱をつけて、過度なリスクを取りすぎない範囲で、債券種別配分を機動的に変更させて運用します。

主な投資比率の目安	
・ハイ・イールド債券	0% ~ 20%
・新興国債券	0% ~ 20%

- ・限定的に通貨配分を調整することで米ドル以外のポジションを取ることがあります。
- ・投資先ファンドの運用会社は、以下の人的構成で当ファンドの運用を行っています。

役職名	担当業務内容	人員数 (人)
最高投資責任者 (CIO)	社内における運用上の意思決定や運用成果に対する最高責任者	1
ファンド・マネジャー	ポートフォリオ構築および管理	3
アナリスト	投資対象となる債券の分析	6
エコノミスト	経済環境の分析	1

* 上記以外に売買執行業務に4名、ポートフォリオ分析業務に4名がファンド運営に関与しています。

上記体制等は、平成27年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれが多い額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないません。

収益分配金の支払い

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5)【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等(「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。) 第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。) およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 7) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 8) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 9) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク（金利変動リスク）

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に公社債等に投資します。公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、政治情勢、為替市場の動向やその他の要因により大きく変動することがあります。当ファンドは、投資先ファンドにおいて、米ドル売り円買いの為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクの全てを排除するものではありません。円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

カントリーリスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済情勢、投資規制・通貨規制、税制等の変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

信用リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に組入れた有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、

投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消することがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）リスク管理体制

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役割・機能
運用部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。 ・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。

管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。 ・法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。
-----	---

2) コンプライアンス体制

コンプライアンス・オフィサーは、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

上記体制は平成27年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー>

リスク管理について、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、投資運用会社に定期的に報告します。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は副投資運用会社により適切に評価されます。

上記体制等は、平成27年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

申込手数料および換金（解約）手数料に関しては、以下に記載される<追加的記載事項>もあわせてご確認下さい。

（1）【申込手数料】

かかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

換金時には換金申込受付日に応じて以下のように信託財産留保額（一万口当たり）がファンド内に留保され、実質的には投資先ファンドの換金時に発生する条件付後払申込手数料に充当されます。

換金申込受付日	信託財産留保額 （一万口当たり）
設定日から平成28年2月1日まで	300円
平成28年2月2日から平成29年2月1日まで	250円
平成29年2月2日から平成30年2月1日まで	200円
平成30年2月2日から平成31年2月1日まで	150円
平成31年2月2日から平成32年2月1日まで	100円
平成32年2月2日以降	0円

当ファンドで繰上償還が決定した場合でも、投資先ファンドにおいて「条件付後払申込手数料」の支払いが生じる期間中は当ファンドでも「信託財産留保額」が差し引かれます。ただし、繰上償還が決定し投資先ファンドを全額売却した場合、その売却時に投資先ファンドにおける条件付後払申込手数料を負担することとなるため、その後の換金時には、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

（3）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）<純資産総額に対し>

当ファンド	0.6156% (税抜0.57%)	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 日々のファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額とします。	
投資対象とする投資信託証券	1.30%	0.64%	販売管理の対価です。 (追加的記載事項でご確認ください。)
		0.66%	管理・投資運用等の対価です。 (追加的記載事項でご確認ください。)
実質的負担	1.9156%程度(税込)		

・投資先ファンドの運用管理報酬等（純資産総額に対して年率1.30%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.9156%程度です。

投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計	役務の内容
	0.6156% (0.57%)	
委託会社	0.3240% (0.30%)	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.2592% (0.24%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.0324% (0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期末、ファンドの一部解約時または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。（ただし、これらに限定されるものではありません。）

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) 信託財産に係る監査費用等
- (f) その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

(a) から (d) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、(e) 記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額105万円および消費税）が日々計上され、毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。(f) 記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

また、運用財産の管理の対価として投資先ファンドにかかる受託報酬0.01%（最低年間報酬額10,000米ドル）、組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料等、投資先ファンドの設立の際に弁護士等に支払う手数料等であるファンド設立費用（弁護士費用等）および投資先ファンドの監査に関して監査法人に支払う手数料の監査報酬が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< 追加的記載事項 >

ファンドの保有期間における主な手数料・費用について

- 当ファンドでは、当初お申込時の購入手数料はかかりません。
- 投資者には、購入手数料に相当する費用を、当ファンドの保有期間中に投資先ファンドで発生する「販売管理報酬」および当ファンドの途中換金時にかかる「信託財産留保額」をもって、実質的にご負担いただきます。
※当ファンドの設定額に応じた投資先ファンドの買付金額に3.0%を乗じた額が、投資先ファンドの関係者から販売会社に支払われますが、当ファンドまたは投資先ファンドの資産から支払われるわけではありません。

当ファンドを満期償還まで保有した場合

- 満期償還までの「実質的な運用管理費用（信託報酬）」（投資先ファンドの運用管理報酬を含む、**年率1.9156%程度（税込）**）等*1をご負担いただきます。
- 「販売管理報酬」とは、投資先ファンドのスキーム運営に対する報酬であり、投資者には、購入手数料に相当する費用を当ファンドの保有期間中に投資先ファンドで発生する「販売管理報酬」をもって、実質的にご負担いただきます。

当ファンドの運用管理費用（信託報酬）	0.6156% （税抜き0.57%）
※当ファンドの純資産総額に対する料率、年率	
投資先ファンドの運用管理報酬	1.30%
販売管理報酬	0.64%
管理・投資運用報酬等	0.66%
※投資先ファンドの純資産総額に対する料率、年率	

償還までの
実質的な
運用管理費用
（信託報酬）
年率1.9156%
程度（税込）

当ファンドを途中換金した場合

- 保有期間*2における「実質的な運用管理費用（信託報酬）」等に加え、換金申込受付日に応じた「信託財産留保額」がかかります。
- 「信託財産留保額」は、投資先ファンドの「条件付後払申込手数料」に充当します*3。
- 「条件付後払申込手数料」は、投資先ファンドの途中換金時に発生する手数料です。
- 投資者には、購入手数料に相当する費用を、当ファンドの保有期間中に投資先ファンドで発生する「販売管理報酬」および当ファンドの途中換金時にかかる「信託財産留保額」をもって、実質的にご負担いただきます。

保有期間における実質的な運用管理費用（信託報酬） 年率1.9156%程度（税込）

+

当ファンドの途中換金時にかかる信託財産留保額（1万口当たり）



※保有期間や基準価額の水準によっては、購入手数料3.0%を支払った場合と比較して、投資者の費用負担の総額が相対的に高くなる場合があります。

*1 実質的な運用管理費用（信託報酬）の他に、「その他の費用・手数料（投資先ファンドにかかる受託報酬0.01%（最低年間報酬額10,000米ドル）等）」がかかります。詳しくは、「その他の手数料等」をご確認ください。

*2 保有期間とは、設定日から換金約定日までの期間をいいます。

*3 当ファンドで繰上償還が決定した場合でも、投資先ファンドにおいて「条件付後払申込手数料」の支払い

が生じる期間中は当ファンドでも「信託財産留保額」が差し引かれます。ただし、繰上償還が決定し投資先ファンドを全額売却した場合、その売却時に投資先ファンドにおける条件付後払申込手数料を負担することとなるため、その後の換金時には、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および収益分配金（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

<平成28年1月1日以降>

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

上記は平成27年8月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【新生・世界スマート債券ファンド 1502】

以下の運用状況は2015年8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	9,469,477,028	99.59
親投資信託受益証券	日本	1,000,000	0.01
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		38,144,963	0.40
合計(純資産総額)		9,508,621,991	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	Global Smart Allocation Bond Fund Yen Hedged Units 1502 (for FOF Investors)	9,753,298,000	1	9,753,298,000	0.9709	9,469,477,028	99.59
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	982,415	1.0178	1,000,000	1.0179	1,000,000	0.01

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.59
親投資信託受益証券	0.01
合計	99.60

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2015年 8月10日)	9,556	9,556	0.9718	0.9718

2015年 2月末日	9,965		0.9979
3月末日	10,005		1.0019
4月末日	9,976		0.9990
5月末日	9,713		0.9827
6月末日	9,588		0.9707
7月末日	9,567		0.9728
8月末日	9,508		0.9674

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2015年 2月 2日 ~ 2015年 8月10日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2015年 2月 2日 ~ 2015年 8月10日	2.82

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2015年 2月 2日 ~ 2015年 8月10日	9,986,553,625	151,902,000

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2015年 8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		189,009,775	100.00
合計(純資産総額)		189,009,775	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ルクセンブルクの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から下記の信託財産留保額を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

< 信託財産留保額 >

換金申込受付日	信託財産留保額 (一万口当たり)
設定日から平成28年2月1日まで	300円
平成28年2月2日から平成29年2月1日まで	250円
平成29年2月2日から平成30年2月1日まで	200円
平成30年2月2日から平成31年2月1日まで	150円
平成31年2月2日から平成32年2月1日まで	100円
平成32年2月2日以降	0円

当ファンドで繰上償還が決定した場合でも、投資先ファンドにおいて「条件付後払申込手数料」の支払いが生じる期間中は当ファンドでも「信託財産留保額」が差し引かれます。ただし、繰上償還が決定し投資先ファンドを全額売却した場合、その売却時に投資先ファンドにおける条件付後払申込手数料を負担することとなるため、その後の換金時には、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して9営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

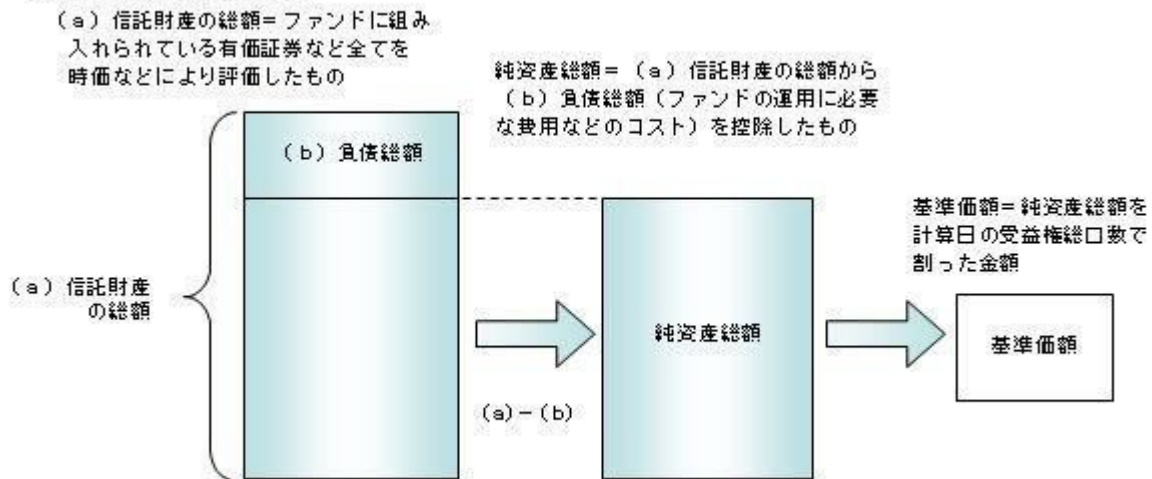
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成32年2月10日までとします（平成27年2月2日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年8月11日から翌年2月10日まで、2月11日から8月10日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

ただし、第1計算期間は平成27年2月2日から平成27年8月10日までとします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド 円投資型1502（ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）が償還となったとき
 - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

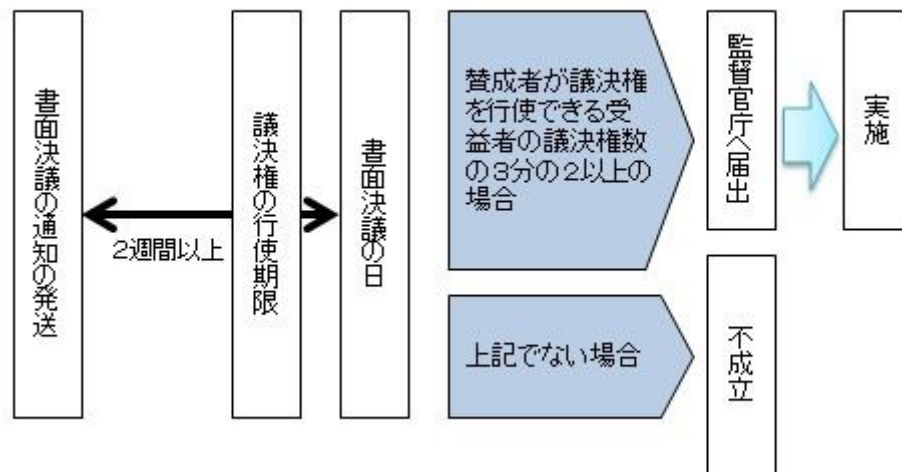
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成27年2月2日から平成27年8月10日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【新生・世界スマート債券ファンド 1502】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 (平成27年 8月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		74,560,442
投資信託受益証券		9,514,144,640
親投資信託受益証券		1,000,000
未収利息		20
流動資産合計		9,589,705,102
資産合計		9,589,705,102
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		1,626,793
未払委託者報酬		29,282,100
その他未払費用		1,966,437
流動負債合計		32,875,330
負債合計		32,875,330
純資産の部		
元本等		
元本		9,834,651,625
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		277,821,853
元本等合計		9,556,829,772
純資産合計		9,556,829,772
負債純資産合計		9,589,705,102

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期 (自平成27年 2月 2日 至平成27年 8月10日)	
営業収益	
受取利息	6,744
有価証券売買等損益	252,630,821
営業収益合計	252,624,077
営業費用	
受託者報酬	1,643,208
委託者報酬	29,577,646
その他費用	1,966,437
営業費用合計	33,187,291
営業利益又は営業損失 ()	285,811,368
経常利益又は経常損失 ()	285,811,368
当期純利益又は当期純損失 ()	285,811,368
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	-
期首剰余金又は期首欠損金 ()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,989,515
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,989,515
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	277,821,853

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

項目	第1期
	（ 自平成27年 2月 2日 至平成27年 8月10日 ）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>（ 1 ）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>（ 2 ）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年8月11日から翌年2月10日まで及び、2月11日から8月10日までとなっておりますが、当計算期間は信託約款の定めにより、平成27年2月2日（設定日）から平成27年 8月10日までとなっております。</p>

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項目	第1期
	（ 平成27年 8月10日現在 ）
1. 投資信託財産に係る元本の状況	<p>設定年月日 平成27年 2月 2日</p> <p>設定元本額 9,986,553,625円</p> <p>期首元本額 9,986,553,625円</p> <p>元本残存率 98.4%</p>
2. 計算期間の末日における受益権総数	9,834,651,625口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 277,821,853円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.9718円 (10,000口当たり純資産額) (9,718円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

第1期		
自 平成27年 2月 2日		
至 平成27年 8月10日		
1. 分配金の計算過程		
計算期間末日における元本超過額及び分配対象配当等収益額がないため、当期に分配した金額はありません。		
当ファンドの配当等収益額	A	6,744円
親ファンドの配当等収益額	B	41円
新生 ショートターム・マザーファンド		41円
配当等収益合計額	C=A+B	6,785円
経費	D	33,187,291円
差引配当等収益額	E=C-D	33,180,506円

当ファンドの当期末残存受益権口数	F	9,834,651,625口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	9,926,285,958口
分配対象配当等収益額	$H=E \times F/G$	-円
10,000口当たり分配対象配当等収益額	$I=H/F \times 10,000$	-円
10,000口当たりの分配金	J	-円
分配金	$K=F \times J/10,000$	-円

2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額
 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額は剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第1期 (自平成27年 2月 2日 至平成27年 8月10日)
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第1期 (平成27年 8月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額

金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第1期 （平成27年 8月10日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	244,953,360
親投資信託受益証券	-
合計	244,953,360

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自平成27年 2月 2日 至平成27年 8月10日）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1期 （自平成27年 2月 2日 至平成27年 8月10日）
該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成27年 8月10日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資信託受益証券	Global Smart Allocation Bond Fund Yen Hedged Units 1502 (for FOF Investors)	9,759,098,000	9,514,144,640	
投資信託受益証券合計		9,759,098,000	9,514,144,640	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	982,415	1,000,000	
親投資信託受益証券合計		982,415	1,000,000	
合計		9,760,080,415	9,515,144,640	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

(参考)

本報告書の開示対象ファンド（新生・世界スマート債券ファンド 1502）（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン籍円建て外国投資信託である「メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド円投資型1502（ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同外国投資信託の受益証券であります。主要投資対象である同外国投資信託の計算期間末日（平成26年11月30日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を委託会社が管理会社より入手し、原文を翻訳しております。

また、当ファンドは、「新生ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの、計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マ

ザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

新生 ショートターム・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（平成27年 8月10日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	189,008,650
未収利息	51
流動資産合計	189,008,701
資産合計	189,008,701
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	185,682,417
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,326,284
元本等合計	189,008,701
純資産合計	189,008,701
負債純資産合計	189,008,701

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自平成27年 2月2日 至平成27年 8月10日）
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成27年 8月10日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	179,581,619円
期中追加設定元本額	6,100,798円
期中一部解約元本額	-円
期末元本額	185,682,417円
元本の内訳*	
新生・世界スマート債券ファンド 1409	982,512円
新生・世界スマート債券ファンド 1411	982,319円
新生・世界スマート債券ファンド 1502	982,415円

	新生・世界スマート債券ファンド 1503	982,415円
	新生・世界スマート債券ファンド 1506	982,415円
	新生・世界スマート債券ファンド 1508	982,415円
	新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1508	982,415円
	新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1508	982,415円
	新生・U T Iインドファンド	84,340,229円
	新生・フラトンV P I Cファンド	50,806,182円
	新生・U T Iインドインフラ関連株式ファンド	10,045,764円
	米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース	5,895,648円
	米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース	26,528,965円
	グローバル・ナビゲーター（限定追加型）	206,308円
2. 計算日における受益権総数		185,682,417口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	-円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0179円 (10,179円)

（注）*は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

（自平成27年 2月 2日
至平成27年 8月10日）

1 金融商品に対する取組方針

本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。

3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

（平成27年 8月10日現在）

1 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。

2 時価の算定方法

コール・ローン等の金銭債権

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

4 金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成27年 2月 2日
至平成27年 8月10日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成27年 2月 2日
至平成27年 8月10日）

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表（平成27年 8月10日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド

財務諸表

2014年11月30日

独立監査人報告書

メロン・オフショア・ファンズの受託会社としての
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、2014年11月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記で構成される、メロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンドの財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2014年11月30日現在のメロン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンドの財政状態ならびに運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島

2015年3月30日

以下の情報は、当ファンドの主要投資対象である投資先ファンドが属するシリーズ・トラストの財務諸表を記載したものです。なお、円建ての受益証券の情報に関しては日本円で表示し、主要な金額について円換算額を併記しています（2015年3月末日現在の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値、1米ドル=120.17円で換算）。
当ファンドは、投資先ファンドが属するシリーズ・トラストの計算期末後に設立されたため、本シリーズ・トラストの財務諸表に当ファンドの情報は記載されておりません。

貸借対照表

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2014年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

（米ドルで表示）

注記	世界スマート債券ファンド	
	（米ドル）	（千円）

資産

投資有価証券
- 取得原価

154,676,350.54

18,587,457

- 時価評価額	2.2	153,725,415.16	18,473,183
現預金		9,963,077.82	1,197,263
債券にかかる未収利息	2.9	1,458,883.93	175,314
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,10	528,593.58	63,521
先物契約にかかる未実現評価益	2.6,11	174,692.65	20,993
スワップ契約にかかる未実現評価益	2.7,13	158,537.58	19,051
設立費	2.4	130,443.81	15,675
購入オプションの時価評価額	2.7,12	94,640.50	11,373
未収投資有価証券売却代金		74,849.22	8,995
その他の未収金		238.66	29
資産合計		166,309,372.91	19,985,397

負債

未払投資有価証券購入代金		5,163,503.40	620,498
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,10	4,929,383.26	592,364
スワップ契約にかかる未実現評価損	2.7,13	379,850.09	45,647
未払買戻支払額		176,165.89	21,170
先物契約にかかる未実現評価損	2.6,11	86,616.70	10,409
未払販売管理報酬	3	68,569.69	8,240
未払管理報酬	3	63,102.15	7,583
未払販売報酬	7	25,742.04	3,093
未払印刷および公告費		20,882.62	2,509
未払設立費		20,077.03	2,413
未払代行協会員報酬	8	17,164.12	2,063
未払弁護士報酬		12,922.01	1,553
未払専門家費用		11,008.77	1,323
未払保管報酬	5	5,351.54	643
未払管理事務代行報酬	4	5,348.69	643
未払受託報酬	6	3,945.44	474
売却オプションの時価評価額	2.7,12	900	108
負債合計		10,990,533.44	1,320,732

純資産総額

155,318,839.47

18,664,665

純資産額

円投資型1306受益証券	日本円	3,401,610,150
円投資型1310受益証券	日本円	2,807,376,376
円投資型1409受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	7,551,368,352
円投資型1411受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	4,590,566,005

発行済受益証券口数

円投資型1306受益証券	321,964
円投資型1310受益証券	267,544
円投資型1409受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	7,473,950,000
円投資型1411受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	4,551,000,000

1 口当たり純資産価格

円投資型1306受益証券	日本円	10,565
円投資型1310受益証券	日本円	10,493
円投資型1409受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	1.0104
円投資型1411受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	日本円	1.0087

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

損益計算書

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2014年11月30日に終了した年度

世界スマート債券ファンド

(米ドルで表示)

	注記	世界スマート債券ファンド	
		(米ドル)	(千円)
収益			
債券にかかる利息	2.9	2,422,532.31	291,116
その他の収益		4,033.24	485
収益合計		2,426,565.55	291,600
費用			
販売管理報酬	3	505,598.16	60,758
管理報酬	3	486,044.81	58,408
販売報酬	7	184,936.61	22,224
スワップ契約にかかる支払利息		146,701.54	17,629
代行協会員報酬	8	123,321.15	14,820
印刷および公告費		39,899.40	4,795
保管報酬	5	39,468.62	4,743
管理事務代行報酬	4	39,437.74	4,739
取引手数料		36,405.02	4,375
設立費	2.4	32,165.16	3,865
弁護士報酬		28,232.16	3,393
専門家費用		28,067.80	3,373
受託報酬	6	10,694.31	1,285
保護預り費用		10,155.25	1,220
銀行利息		213.19	26
その他の費用		46,865.67	5,632
費用合計		1,758,206.59	211,284
投資純利益		668,358.96	80,317

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書（続き） 2014年11月30日に終了した年度
--

世界スマート債券ファンド

（米ドルで表示）

注記	世界スマート債券ファンド	
	（米ドル）	（千円）
投資純利益	668,358.96	80,317
以下にかかる実現純損益：		
外国為替	845,667.61	101,624
投資有価証券	565,097.95	67,908
オプション	103,571.00	12,446
スワップ契約	30,742.83	3,694
先物契約	(4,222.73)	(507)
為替先渡契約	(9,559,963.35)	(1,148,821)
当期実現純損失	(7,350,747.73)	(883,339)
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
先物契約	62,282.10	7,484
オプション	53,548.34	6,435
スワップ契約	(209,962.61)	(25,231)
投資有価証券	(1,107,655.10)	(133,107)
為替先渡契約	(2,179,582.09)	(261,920)
運用による純資産の純減少	(10,732,117.09)	(1,289,679)
資本の変動		
受益証券発行手取額	108,872,358.13	13,083,191
受益証券買戻支払額	(6,655,779.62)	(799,825)
資本の変動、純額	102,216,578.51	12,283,366
期首現在純資産額	63,834,378.05	7,670,977
期末現在純資産額	155,318,839.47	18,664,665

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報

未監査

世界スマート債券ファンド						
	円投資型1306 受益証券	円投資型1310 受益証券	円投資型1409 受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)	円投資型1411 受益証券 (ファンド・オブ・ファンズ専用)		
期末現在発行済受益証券口数：						
2013年11月30日	359,932	295,566	-	-		
発行口数	-	-	7,495,000,000	4,551,000,000		
買戻口数	(37,968)	(28,022)	(21,050,000)	-		
2014年11月30日	321,964	267,544	7,473,950,000	4,551,000,000		
期末現在純資産 総額：						
	米ドル合計	千円	日本円	日本円	日本円	日本円
2013年11月30日	63,834,378.05	7,670,977	3,596,993,722	2,933,901,167	-	-
2014年11月30日	155,318,839.47	18,664,665	3,401,610,150	2,807,376,376	7,551,368,352	4,590,566,005
期末現在1口当 たり 純資産価格：						
			日本円	日本円	日本円	日本円
2013年11月30日			9,994	9,926	-	-
2014年11月30日			10,565	10,493	1.0104	1.0087

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2014年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

注記1．活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

世界スマート債券ファンド（以下「ファンド」という。）は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で締結された基本信託証書ならびに2013年3月26日および2014年9月1日付の2つの補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、ファンドについてのみ言及している。

受益証券クラス

当財務書類の日付現在、円投資型1306受益証券、円投資型1310受益証券、円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）および円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の発行が可能である。

円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）および円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）は、日本の法律に基づき組成されたファンド・オブ・ファンズまたは管理会社の判断によるその他の適格投資家のみにより申込が可能である。

円投資型1306受益証券の存続期間は5年間であり、発行日から5年後の応当日（当日が営業日でない場合は、直前の営業日）において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1310受益証券の存続期間は5年間であり、発行日から5年後の応当日（当日が営業日でない場合は、直前の営業日）（以下「5年後の応当日」という。）において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2019年9月6日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の存続期間は約5年間であり、2019年11月19日において、当該強制的買戻しの日（またはかかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）の評価時点現在に算定される当該クラス受益証券の1口当たりの純資産価格により、強制的に買い戻される。

投資目的および方針

ファンドの投資目的は、債券（その派生商品を含む。）の分散されたポートフォリオに対する投資を通じて、安定した収益の獲得および長期的な資産の成長を追求することである。ポートフォリオには、先進国市場および新興国市場の米ドル建てまたは非米ドル建ての投資適格および非投資適格の債券が含まれている。

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で各国政府が直接発行した国債、政府機関債、国際機関債、社債、不動産担保証券（MBS）、資産担保証券（ABS）、商業不動産担保証券（CMBS）、不動産抵当証券担保債券（CMO）、債権担保証券、短期金融商品および派生商品を含む（ただし、これらに限らない。）多様な債券および他の債務証券（これらは、固定利付または変動利付のものがある。）から構成される分散されたポートフォリオに主として投資することにより、かかる投資目的の達成を追求する。

副投資運用会社がファンドの勘定で投資する債券の信用格付は、買付時において、S&PによるCCC格もしくはムーディーズによるCa2格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とする。ファンドのポートフォリオの加重平均信用格付は、S&PによるA-格もしくはムーディーズによるA3格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とする。

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの投資目的を追求するため、派生商品を利用することがある。

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で、集団投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社により運用される集団投資スキームを含むが、これに限らない。）への投資を通じて、上記のいずれかの資産クラスに対するエクスポージャーを得ることがある。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する責任を、副投資運用会社に対して委託している。

投資運用会社は、随時その裁量において、他のまたは追加の投資顧問または投資運用者を選任することがある。

米ドル（ファンドの表示通貨）とファンドが投資している非米ドル建て資産の投資対象通貨との間における為替相場の変動に対してファンドが有するエクスポージャーをヘッジするため、副投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行う。上述の為替ヘッジ取引に限らず、副投資運用会社は、ファンドにおける追加リターンを獲得を目指して、その絶対の裁量において、限定的な態様で、非米ドル通貨（非米ドル建て投資対象通貨を含むが、これに限らない。）においてその他の、または追加のロングまたはショートのポジションを一定程度採ることがある。その結果、ファンドは、個別の非米ドル通貨および/または非米ドル通貨全体に対して、ロングまたはショートのネット・ポジションを有することがある。米ドルに対するファンドのエクスポージャーは、純資産総額を超えることがある。

前段落に記載する為替取引による為替エクスポージャーを除くほか、管理会社および/またはその委託先は、為替リスクを低減させ（ただし、完全に排除するものではない。）、日本円（円投資型受益証券の表示通貨）に対する米ドル（ファンドの表示通貨）の下落から円投資型受益証券の価値を保護することを目的として為替ヘッジ取引を行う。

注記 2 . 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 下記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ、下記 (c) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記 (c) および (e) の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された 1 口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記 (a) または (b) に規定されるとおり利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。

(d) 上記(b)が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。

(e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

ファンドは、米ドル建てである。受益証券のすべてのクラスは、日本円建てである。米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費

設立費は、定額法で5年にわたり償却される。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

2.6 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。

2.7 金利スワップおよびオプションの評価

金利スワップおよびオプションは、管理会社が管理事代行務会社と協議のうえ、適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき、管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は、対象当事者の信用リスク、それぞれ発行体、金利スワップ/オプションの満期および流通市場における流動性に基づいており、それには、金利スワップにかかる正味経過利息が含まれる。

2.8 クレジット・デフォルト・スワップの評価

クレジット・デフォルト・スワップは、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ、適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき、管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は、対象当事者の信用リスク、それぞれ発行体、クレジット・デフォルト・スワップの満期および流通市場における流動性に基づいており、それには、クレジット・デフォルト・スワップに

かかる経過利息が含まれる。

2.9 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.10 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

注記3．管理報酬および販売管理報酬

管理会社はファンドの資産から、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産額に対して以下に定める年率の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

円投資型1306受益証券 円投資型1310受益証券	0.63%
円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用） 円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	0.56%

さらに、管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.64パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。受益者決議によって管理会社が解任され、後任の管理会社が選任される場合において、受益証券に条件付後払申込手数料（C D S C）が課された場合には、販売管理報酬は以後発生しない。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記5．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記6．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最低年間報酬額は10,000米ドル）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記7．販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産額に対して以下に定める年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

円投資型1306受益証券 円投資型1310受益証券	0.30%
円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用） 円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし

注記8．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産額に対して以下に定める年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

円投資型1306受益証券 円投資型1310受益証券	0.20%
円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用） 円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）	なし

注記9．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、ファンドにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

ファンドは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10．為替先渡契約

2014年11月30日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1-ポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	1,268,115.04	インド・ルピー	78,900,000.00	2015年1月30日	(13,517.70)
米ドル	2,555,089.65	インド・ルピー	159,955,000.00	2015年1月30日	(11,628.08)
米ドル	932,475.88	インド・ルピー	58,000,000.00	2015年1月30日	(10,211.68)
米ドル	191,497.22	日本円	22,360,000.00	2015年1月30日	(2,168.64)
米ドル	1,249,015.00	ノルウェー・ クローネ	8,480,000.00	2015年1月30日	(39,176.70)
米ドル	318,980.73	ノルウェー・ クローネ	2,170,000.00	2015年1月30日	(9,387.68)
豪ドル	840,000.00	米ドル	721,578.23	2015年1月30日	10,847.79
豪ドル	805,000.00	米ドル	696,277.18	2015年1月30日	15,160.51
豪ドル	5,425,000.00	米ドル	4,654,501.90	2015年1月30日	64,367.80

豪ドル	4,190,000.00	米ドル	3,556,641.28	2015年1月30日	11,450.15
カナダ・ドル	470,000.00	米ドル	415,025.70	2015年1月30日	2,689.88
カナダ・ドル	850,000.00	米ドル	752,786.24	2015年1月30日	7,072.52
カナダ・ドル	580,000.00	米ドル	513,865.51	2015年1月30日	5,025.56
日本円	307,500,000.00	米ドル	2,638,743.64	2015年1月30日	35,052.22
日本円	439,660,000.00	米ドル	3,771,793.70	2015年1月30日	49,065.34
日本円	120,985,000.00	米ドル	1,038,150.32	2015年1月30日	13,735.34
日本円	113,660,000.00	米ドル	964,016.47	2015年1月30日	1,624.38
日本円	87,500,000.00	米ドル	745,448.76	2015年1月30日	4,560.96
韓国ウォン	4,077,505,000.00	米ドル	3,664,119.08	2015年1月30日	(2,428.46)
韓国ウォン	1,230,000,000.00	米ドル	1,105,498.73	2015年1月30日	(533.87)
メキシコ・ペソ	12,820,000.00	米ドル	936,397.50	2015年1月30日	10,447.90
メキシコ・ペソ	38,920,000.00	米ドル	2,849,090.44	2015年1月30日	38,017.23
ニュージーランド・ドル	1,650,000.00	米ドル	1,290,465.00	2015年1月30日	5,225.34
ニュージーランド・ドル	6,705,000.00	米ドル	5,261,034.67	2015年1月30日	38,288.02
ニュージーランド・ドル	300,000.00	米ドル	235,263.87	2015年1月30日	1,583.94
ポーランド・ズロチ	9,660,000.00	米ドル	2,870,911.51	2015年1月30日	5,434.47
ポーランド・ズロチ	3,070,000.00	米ドル	903,100.55	2015年1月30日	(7,563.47)
スウェーデン・クローナ	17,710,000.00	米ドル	2,398,155.25	2015年1月30日	23,392.56
スウェーデン・クローナ	2,820,000.00	米ドル	378,219.70	2015年1月30日	81.32
スウェーデン・クローナ	2,840,000.00	米ドル	380,180.70	2015年1月30日	(639.51)
英ポンド	3,580,000.00	米ドル	5,599,988.15	2015年1月30日	(17,110.34)
英ポンド	1,150,000.00	米ドル	1,798,476.72	2015年1月30日	(5,898.49)
ユーロ	8,110,000.00	米ドル	10,050,771.66	2015年1月30日	(40,389.72)
ユーロ	15,245,000.00	米ドル	18,966,609.40	2015年1月30日	(2,534.29)
ユーロ	13,385,000.00	米ドル	16,654,955.50	2015年1月30日	184.21
ユーロ	360,000.00	米ドル	448,040.38	2015年1月30日	97.34
ユーロ	1,340,000.00	米ドル	1,676,014.25	2015年1月30日	8,670.70
ユーロ	50,000.00	米ドル	62,556.46	2015年1月30日	342.15

ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計	189,229.00
----------------------------------	------------

10.2-円投資型1306受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /(評価損)
					米ドル
日本円	5,226,000.00	米ドル	46,031.28	2014年12月19日	1,792.93
日本円	7,850,250.00	米ドル	68,151.04	2014年12月19日	1,698.43
日本円	1,048,800.00	米ドル	9,066.01	2014年12月19日	187.89

米ドル 29,740,957.68 日本円 3,374,852,199.00 2014年12月19日 (1,172,668.48)

円投資型1306受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための
為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計 (1,168,989.23)

10.3-円投資型1310受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	25,262,006.17	日本円	2,866,603,624.00	2014年12月19日	(996,066.06)
日本円	5,190,500.00	米ドル	45,718.59	2014年12月19日	1,780.75
日本円	10,396,000.00	米ドル	90,251.67	2014年12月19日	2,249.21
日本円	519,850.00	米ドル	4,510.61	2014年12月19日	110.06
日本円	10,403,000.00	米ドル	90,514.39	2014年12月19日	2,452.64
日本円	34,346,400.00	米ドル	296,475.58	2014年12月19日	5,732.48
日本円	13,520,000.00	米ドル	114,261.86	2014年12月19日	(184.93)
日本円	20,814,000.00	米ドル	176,663.06	2014年12月19日	472.48

円投資型1310受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための
為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計 (983,453.37)

10.4-円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	65,871,515.78	日本円	7,474,763,666.00	2014年12月19日	(2,597,275.16)
日本円	5,064,140.00	米ドル	43,775.33	2014年12月19日	907.25

円投資型1409受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャー
をカバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計 (2,596,367.91)

10.5-円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益
					米ドル
米ドル	38,365,402.85	日本円	4,551,000,000.00	2014年12月19日	158,791.83

円投資型1411受益証券（ファンド・オブ・ファンズ専用）の通貨エクスポージャー
をカバーするための為替先渡契約にかかる未実現評価益合計

158,791.83

注記11．先物契約

2014年11月30日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い / (売り)	契約額	未実現評価益 / (評価損)
				米ドル	米ドル
金利にかかる先物契約					
AUSTR. 10YT	豪ドル	2014年12月	30	2,532,217.24	67,066.04
EURO BOBL	ユーロ	2014年12月	7	1,116,972.65	1,828.53
EURO BUXL.30Y	ユーロ	2014年12月	20	3,731,700.66	101,079.32
GILT.LIFFE	英ポンド	2015年3月	(4)	738,983.49	(10,424.14)
JAPAN 10YR JGB	日本円	2014年12月	(3)	3,730,259.63	(13,457.47)
US T-BONDS	米ドル	2014年12月	(9)	1,290,937.50	(9,731.88)
US T-NOTES 10YR	米ドル	2014年12月	(80)	10,188,750.40	(15,922.46)
US T-NOTES 5YR	米ドル	2014年12月	(78)	9,361,218.36	(37,080.75)
US ULTRA BOND	米ドル	2015年3月	2	319,687.50	4,718.76
金利にかかる先物契約の契約額および未実現純評価益合計				33,010,727.43	88,075.95

注記12．オプション契約

オプションは、一方の当事者から他方当事者に売却された契約を表す金融デリバティブである。契約は、一定の期間中または特定日に、合意した価格（行使価格）で有価証券またはその他の金融商品を買う（コール）もしくは売る（プット）ための権利（義務ではない）を買い手に提供する。

2014年11月30日現在、パークレイズ・ピーエルシー（取引相手方）との間に以下の通貨契約に係るオプションが締結されていた。

通貨	銘柄	満期日	行使価格	数量	取得原価		時価	
					米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
米ドル	CALL OTC NOK/USD STP6.8244	2014年12月2日	6.82%	3,200,000	16,368.00		4,960.00	
米ドル	PUT OTC BRL/USD STP2.7	2014年12月11日	2.70%	(1,200,000)	(6,456.00)		(900.00)	
米ドル	PUT OTC NOK/USD STP6.8244	2014年12月2日	6.82%	3,200,000	16,368.00		76,608.00	
米ドル	PUT OTC ZAR/USD STP11.102	2015年2月3日	11.10%	630,000	21,602.70		13,072.50	
オプション合計					47,882.70		93,740.50	

注記13．スワップ契約

金利スワップ契約

金利スワップとは、一方の当事者が固定金利を支払うのに対し、他方当事者が変動金利を支払う二当事者間（カウンターパーティーズ）の取り決めである。金利スワップを通じて、各当事者は、選好する金利を得るために、他方当事者と金利を交換できる。

2014年11月30日現在、ファンドは以下のスワップ契約を締結していた。

想定元本	金利スワップ	通貨	満期日	受領 金利	支払 金利	取引相手方	未実現評価益 /（評価損）
							米ドル
1,200,000	IRS USD P 2.823- 3MUSD 15OCT23 BAR P	米ドル	2023年10月15日	3MUSD	2.823%	Barclays PLC	(61,374.48)
2,600,000	IRS USD P 2.728- 3MUSD 22OCT23 BAR P	米ドル	2023年10月22日	3MUSD	2.728%	Barclays PLC	(111,193.16)
3,400,000	IRS USD P 1.832- 3MUSD 10JAN19 JPM P	米ドル	2019年1月10日	3MUSD	1.832%	Citigroup Global Market LTD	(75,223.30)
16,900,000	IRS MXN 6.72- 1MXIB 02JAN24 BAR R	メキシコ ・ペソ	2024年1月2日	6.720%	1MXIB	Barclays PLC	85,086.35
42,900,000	IRS MXN 1MXIB- 4.74 10JAN17 BAR P	メキシコ ・ペソ	2017年1月10日	1MXIB	4.740%	Barclays PLC	(56,447.43)
6,380,000	IRS USD R 3MUSD- 0.66125 21JUL16 GS P	米ドル	2016年7月21日	3MUSD	0.66125%	Goldman Sachs Group	(24,117.04)
4,000,000	IRS BRL R 11.97- BRLCDI 02JAN17 BAR P	ブラジル ・リアル	2017年1月2日	11.970%	BRLCDI	Barclays PLC	(4,524.66)
43,500,000	IRS MXN R 6.165- 1MXIB 31OCT24 BAR R	メキシコ ・ペソ	2024年10月31日	6.165%	1MXIB	Barclays PLC	73,451.23
120,700,000	IRS MXN R 1MIXB- 4.42 09NOV17 BAR P	メキシコ ・ペソ	2017年11月9日	1MXIB	4.420%	Barclays PLC	(46,970.02)

金利スワップにかかる未実現純評価損合計

(221,312.51)

注記14. 為替レート

2014年11月30日現在、使用された米ドルに対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	1.1765	韓国ウォン	1,108.4312
ブラジル・レアル	2.5304	メキシコ・ペソ	13.7897
カナダ・ドル	1.1382	ノルウェー・クローネ	6.9940
ユーロ	0.8039	ニュージーランド・ドル	1.2759
英ポンド	0.6370	ポーランド・ズロチ	3.3613
日本円	118.1500	スウェーデン・クローナ	7.4589
インド・ルピー	61.9976		

投資有価証券明細表等

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. アセット・バック証券		米ドル	米ドル	米ドル	%
110,000	AFIN 2013-3 D 3.69 20FEB19	米ドル	112,144.91	113,836.14	0.07
160,000	AFIN 2014-1 D 3.39 22JUL19	米ドル	160,713.59	163,449.92	0.11
100,000	AMCAR 2013-4 C 2.72 09SEP19	米ドル	99,974.90	101,916.30	0.07
300,000	AVMT 2013-AVMX A WAC 05DEC32	米ドル	310,324.80	319,335.00	0.21
3,330,000	BALTA 2004-2 2A1 FRN 25MAR34	米ドル	158,224.93	158,173.77	0.10
1,400,000	BALTA 2005-4 24A1 FRN 25MAY35	米ドル	266,017.72	271,052.59	0.17
120,000	BBCMS 2013-TYSX A2 3.7562 05SEP32	米ドル	123,599.66	127,879.20	0.08
350,000	BSABS 2004-FR2 M3 FRN 25JUN34	米ドル	297,900.56	298,836.70	0.19
75,000	BSCMS 2005-PW10 AJ WAC 11DEC40	米ドル	72,843.75	73,617.90	0.05
600,000	BSCMS 2006-PW14 AJ 5.273 11DEC38	米ドル	609,656.25	603,490.80	0.39
375,000	BSCMS 2007-PW17 AJ WAC 11JUN50	米ドル	385,751.95	381,427.50	0.25
300,000	BSCMS 2007-PW18 AJ WAC 11JUN50	米ドル	287,468.75	292,093.50	0.19
150,000	CAH 2014-1X C FRN 17MAY31	米ドル	148,901.85	145,282.50	0.09
100,000	CAH 2014-1X D FRN 17MAY31	米ドル	99,032.61	96,332.00	0.06
650,000	CAS 2014-C04 1M1 FRN 25NOV24	米ドル	650,000.00	650,000.00	0.42
235,000	CGCMT 2012-GC8 A1 0.685 10SEP45	米ドル	139,111.76	140,035.39	0.09
350,000	CGCMT 2013-375X E WAC 10MAY35	米ドル	317,255.86	314,289.50	0.20
300,000	CHAIT 2013-A6 A6 FRN 15JUL20	米ドル	300,000.00	300,664.20	0.19
100,000	COMM 2013-C11X C WAC 12AUG50	米ドル	97,358.66	109,820.00	0.07
110,000	COMM 2013-CR10 A4 WAC 10AUG46	米ドル	113,294.40	119,995.70	0.08
100,000	COMM 2013-L13X B WAC 10AUG46	米ドル	102,998.67	110,586.00	0.07
300,000	COMM 2013-L13X C WAC 10AUG46	米ドル	308,384.58	327,948.00	0.21
160,000	COMM 2014-CR14 A4 4.236 10FEB47	米ドル	164,789.81	174,666.72	0.11
50,000	COMM 2014-UBS 2 AM 4.199 10MAR47	米ドル	51,497.31	52,925.75	0.03
50,000	COMM 2014-UBS2 B 4.701 10MAR47	米ドル	51,497.82	53,843.95	0.03
585,000	CSMC 2014-USAX D 15SEP37	米ドル	569,342.48	587,743.65	0.38
480,000	CWALT 2004-18CB 4A1 5.5 25SEP34	米ドル	96,449.64	95,624.81	0.06

350,000	DBCCR 2014-ARCX C WAC 10JAN34	米ドル	355,450.07	373,107.00	0.24
150,000	ECARA 3 PLC CLASS A FRN 18MAR22	英ポンド	192,912.69	181,162.29	0.12
500,000	FNLC 2005-2 M1 FRN 25SEP35	米ドル	463,750.00	473,589.00	0.30
255,000	FORDO 2013-C A4 1.25 15OCT18	米ドル	254,977.05	257,097.38	0.17
420,000	GSMS 2013-GC13 A1 1.206 10JUL46	米ドル	332,641.49	332,918.09	0.21
155,000	HAROT 2013-3 A3 0.77 15MAY17	米ドル	154,974.83	155,320.23	0.10
160,000	HILT 2013-HLTX DFX 4.4065 05NOV30	米ドル	160,799.84	162,750.40	0.10
100,000	JPMBB 2013-C14 C WAC 15AUG46	米ドル	94,270.80	105,165.90	0.07
225,000	JPMBB 2014-C24 B WAC 15NOV47	米ドル	231,749.55	232,702.65	0.15
405,000	JPMCC 2006-CB17 AM 5.464 12DEC43	米ドル	423,098.45	421,601.36	0.27
385,000	JPMCC 2006-LDP9 AM 5.372 15MAY47	米ドル	401,582.62	400,460.45	0.26
230,000	JPMCC 2007-LDPX AM WAC 15JAN49	米ドル	241,679.69	240,747.21	0.16
155,000	LBMLT 2004-1 M2 FRN 25FEB34	米ドル	19,700.57	19,573.95	0.01
190,000	MBART 2013-1 A4 1.13 15NOV19	米ドル	189,968.69	191,068.75	0.12
185,000	MLCFC 2007-9 AJ WAC 12SEP49	米ドル	180,606.25	182,675.29	0.12
230,000	MLMI 2005-A1 M1 WAC 25DEC34	米ドル	125,776.21	125,463.34	0.08
380,000	MSM 2005-4A1 FRN 25MAR35	米ドル	57,517.45	57,098.94	0.04
80,000	POPLR 2006-D A2 FRN 25NOV46	米ドル	34,960.17	34,895.39	0.02

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表(続き) 2014年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I.公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券(続き)					
A.アセット・バック証券(続き)			米ドル	米ドル	%
220,000	SDART 2013-3 D 2.42 15APR19	米ドル	211,646.88	219,079.52	0.14
1,130,000	SDART 2014-1 D 2.91 16MAR20	米ドル	1,139,083.69	1,132,897.32	0.73
650,000	SDART 2014-2 D 2.76 18FEB20	米ドル	652,031.25	646,891.70	0.42
700,000	SDART 2014-4 D 3.1 16NOV20	米ドル	699,976.76	706,566.70	0.45
325,000	SLFT 2014-AX A 2.41 15DEC22	米ドル	324,946.47	325,421.20	0.21
300,000	STACR 2014-DN2 M2 FRN 25APR24	米ドル	300,000.00	287,639.40	0.19
550,000	STACR 2014-HQ2 M1 FRN 25SEP24	米ドル	544,643.00	543,044.14	0.35
385,000	VNDO 2013-PENX A 3.808 13DEC29	米ドル	396,548.73	407,091.30	0.26
210,000	VWALT 2013-A A3 0.84 20NOV15	米ドル	209,972.68	210,454.65	0.14
350,000	WBCMT 2006-C24 AJ WAC 15MAR45	米ドル	359,419.92	359,048.90	0.23
585,000	WBCMT 2007-C32 AJ WAC 15JUN49	米ドル	601,556.84	599,582.30	0.39
アセット・バック証券合計			15,450,779.86	15,569,982.24	10.02
B.債券			米ドル	米ドル	%
865,000	ABJA INVESTMENT CO 5.95 31JUL24	米ドル	871,650.00	875,442.28	0.56
930,000	ABN AMRO BANK NV 4.25 02FEB17 REGS	米ドル	993,134.60	985,782.33	0.63
155,000	ACTAVIS FUNDING SCS 4.85 15JUN44	米ドル	151,402.45	153,347.55	0.10
790,000	ALLY FINANCIAL INC 3.5 27JAN19	米ドル	785,012.75	780,565.03	0.50
470,000	AMERICAN INTL GP 4.875 01JUN22	米ドル	517,429.95	525,637.19	0.34
2,025,000	AUSTRALIAN GVT 2.75 21APR24 SER137	豪ドル	1,674,428.81	1,681,940.11	1.08
4,075,000	AUSTRALIAN GVT 3.25 21OCT18 SER141	豪ドル	3,577,114.04	3,564,195.06	2.29
1,230,000	AUSTRALIAN GVT 5.5 21APR23 SER 133	豪ドル	1,285,873.49	1,242,220.75	0.80

300,000	BAE SYSTEMS HOLD 3.8 07OCT24 REGS	米ドル	299,109.00	306,072.90	0.20
1,195,000	BANCO NAC DESEN 3.375 26SEP16 REGS	米ドル	1,218,590.50	1,218,371.81	0.78
785,000	BANK OF AMER CORP 4.25 22OCT26 MTN	米ドル	779,188.25	789,790.86	0.51
865,000	BARCLAYS PLC 4.375 11SEP24	米ドル	842,877.30	843,127.61	0.54
270,000	BBVA US SENIOR SA 4.664 09OCT15	米ドル	279,537.80	278,614.89	0.18
390,000	BRITISH COLUMBIA PROV 3.20 18JUN44	カナダ・ドル	333,663.67	338,973.19	0.22
640,000	CALPINE CORP 5.375 15JAN23	米ドル	646,137.50	649,695.36	0.42
235,000	CCOH SAFARI LLC 5.5 01DEC22	米ドル	235,000.00	237,961.94	0.15
630,000	CCOH SAFARI LLC 5.75 01DEC24	米ドル	629,178.50	635,980.59	0.41
325,000	CIMAREX ENERGY CO 5.875 01MAY22	米ドル	358,481.25	344,808.43	0.22
215,000	CONSTELLATION BRANDS 4.75 15NOV24	米ドル	216,232.00	219,812.99	0.14
135,000	DEUTSCHE ANN FIN BV 3.2 20OCT17 REGS	米ドル	135,000.00	139,025.43	0.09
1,755,000	DEUTSCHLAND BUNDESREP 1.0 15AUG24	ユーロ	2,239,634.94	2,244,525.99	1.45
3,490,000	DEUTSCHLD BUNDESREP1.75 15APR20 I/L	ユーロ	5,494,796.86	5,361,216.65	3.45
205,000	DYNEGY FIN I/II 7.375 01NOV22 REGS	米ドル	205,000.00	215,762.50	0.14
155,000	DYNEGY FINANCE 6.75 01NOV19 REGS	米ドル	155,000.00	161,975.00	0.10
50,000	DYNEGY FINANCE 7.625 01NOV24 REGS	米ドル	50,000.00	52,977.30	0.03
80,000	ECOPETROL SA 5.875 28MAY45	米ドル	82,141.21	80,000.00	0.05
340,000	ENEL SPA 4.875 20FEB18 SER0000	ユーロ	490,520.32	477,682.32	0.31
61,900,000	EUROPEAN INV BK 1.4 20JUN17 INTL	日本円	660,175.79	543,122.29	0.35
910,000	FORD MOTOR CREDIT CO LLC 3 12JUN17	米ドル	934,712.30	937,483.82	0.60
365,000	FRANCE (OAT) 3.25 25MAY45	ユーロ	527,884.25	576,042.88	0.37
400,000	FREEPOR MCMORAN 3.875 15MAR23	米ドル	399,591.20	392,751.20	0.25

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表(続き) 2014年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券(続き)					
B. 債券(続き)		米ドル	米ドル	%	
470,000	FREEPOR MCMORAN 5.45 15MAR43	米ドル	482,865.50	471,317.88	0.30
250,000	FRESENIUS MED 4.125 15OCT20 REGS	米ドル	250,000.00	251,875.00	0.16
270,000	FRONTIER COMMUNICATION 8.75 15APR22	米ドル	310,775.00	310,829.94	0.20
290,000	GENERAL MOTORS CO 5.2 01APR45	米ドル	295,045.25	298,091.00	0.19
885,000	GENWORTH HOLDINGS INC 4.9 15AUG23	米ドル	879,008.15	775,381.25	0.50
700,000	GRUPO BIMBO SAB 3.875 27JUN24 REGS	米ドル	698,060.00	701,551.90	0.45
275,000	HEWLETT-PACKARD CO 6 15SEP41	米ドル	304,328.75	304,280.35	0.20
1,195,000	HUNGARIAN DVPT BK 6.25 21OCT20 REGS	米ドル	1,289,825.00	1,330,493.88	0.86
2,030,000	ICELAND REP OF 4.875 16JUN16 REGS	米ドル	2,132,431.74	2,123,593.15	1.37
640,000	INEOS GRP HLDG 5.875 15FEB19 REGS	米ドル	641,600.00	624,341.76	0.40
865,000	INTELSAT JACKSON HLDG 5.50 01AUG23	米ドル	860,177.50	853,448.79	0.55
1,390,000	IRISH REPUBLIC 3.4 18MAR24	ユーロ	1,990,578.60	2,029,997.24	1.31
1,295,000	IRISH TREASURY 2.40 15MAY30	ユーロ	1,615,786.99	1,674,650.15	1.08
2,635,000	ITALY REPUBLIC OF 1.5 01AUG19	ユーロ	3,448,924.73	3,359,042.15	2.16
1,300,000	ITALY REPUBLIC OF 2.75 15NOV16	ユーロ	1,754,581.76	1,688,439.69	1.09

				有価証券報告書(内国投資信託受益証券)		
1,055,000	ITALY REPUBLIC OF 3.5 01JUN18	ユーロ	1,493,699.59	1,435,294.38	0.92	
435,000	ITALY REPUBLIC OF 4.5 01MAY23	ユーロ	663,839.44	654,331.88	0.42	
995,000	ITALY REPUBLIC OF 4.75 01SEP21	ユーロ	1,539,885.44	1,500,857.45	0.97	
427,450,000	JAPAN GOVT OF 1.7 20SEP44 SER44	日本円	3,882,563.77	3,859,858.75	2.49	
995,000	JPMORGAN CHASE AND CO 3.875 10SEP24	米ドル	985,400.45	1,001,402.83	0.64	
128,000,000	KFW 2.05 16FEB26	日本円	1,427,095.07	1,274,301.99	0.82	
290,000	KINDER MORGAN INC/DELA 5.3 01DEC34	米ドル	289,182.20	296,323.74	0.19	
875,000	KINDER MORGAN INC/DELA 5.55 01JUN45	米ドル	872,051.25	893,197.38	0.58	
1,530,000	KINGDOM OF MOROCCO 3.5 19JUN24	ユーロ	1,995,154.13	1,975,934.95	1.27	
275,000	KINGDOM OF MOROCCO 4.5 05OCT20	ユーロ	384,363.78	382,578.41	0.25	
155,000	MARATHON PETROLEUM 4.75 15SEP44	米ドル	152,232.59	151,161.27	0.10	
145,000	MEG ENERGY CORP 6.375 30JAN23 REGS	米ドル	144,200.00	135,212.50	0.09	
381,750	MEXICAN BONOS 10 05DEC24 SER M 20	メキシコ・ペソ	3,694,290.19	3,641,347.06	2.34	
540,000	MGM RESORTS INTL 7.75 15MAR22	米ドル	614,145.00	608,164.74	0.39	
600,000	MOROCCO KINGDOM 4.25 11DEC22 REGS	米ドル	610,680.00	615,984.60	0.40	
1,430,000	NETHERLANDS GOVT 1.25 15JAN19	ユーロ	1,942,887.53	1,863,397.32	1.20	
4,900,000	NEW ZEALAND GOVT 3 15APR20 SER420	ニュージーランド ド・ドル	3,729,789.78	3,692,891.28	2.38	
665,000	NEW ZEALAND GOVT 5 15MAR19 SER319	ニュージーランド ド・ドル	578,378.62	547,891.68	0.35	
1,130,000	NEW ZEALAND GOVT 6 15DEC17 SER1217	ニュージーランド ド・ドル	990,586.11	945,527.49	0.61	
250,000	ONGC VIDESH LTD 2.75 15JUL21 REGS	ユーロ	330,013.29	315,439.10	0.20	
550,000	PERNOD RICARD SA 5.5 15JAN42 REGS	米ドル	616,715.00	631,455.55	0.41	
10,605,000	POLAND GOVT 5.50 25OCT19 SER 1019	ポーランド・ズロ チ	3,687,857.42	3,667,578.73	2.36	
1,665,000	PORTUGAL REPUBLIC OF 5.65 15FEB24	ユーロ	2,561,927.17	2,538,372.01	1.63	
1,730,000	PROSPEROUS RAY LTD 3.00 12NOV18	米ドル	1,741,666.00	1,759,679.88	1.13	
1,795,000	PROV.BUENOS AIRES 11.75 5OCT15 REGS	米ドル	1,738,095.00	1,750,471.44	1.13	
1,440,000	PROVINCE OF ALBERTA 3.45 01DEC43	カナダ・ドル	1,287,057.52	1,311,333.98	0.84	
1,000,000	RABOBANK NED 3.375 19JAN17	米ドル	1,055,046.15	1,048,691.00	0.68	
665,000	RABOBANK NED FRN 26MAY26	ユーロ	850,883.86	838,287.15	0.54	

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表(続き) 2014年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I.公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券(続き)					
B.債券(続き)			米ドル	米ドル	%
550,000	REP OF VIETNAM 4.8 19NOV24 REGS	米ドル	553,460.00	560,931.80	0.36
800,000	ROYAL BK OF SCOTLAND PLC 6 19DEC23	米ドル	856,867.35	867,392.00	0.56
375,000	SINCLAIR TELE 5.625 01AUG24 REGS	米ドル	368,437.50	366,366.38	0.24

1,330,000	SOCIETE GENERALE 2.75 12OCT17	米ドル	1,365,273.70	1,369,869.41	0.88
2,325,000	SPAIN KINGDOM OF 4.3 31OCT19	ユーロ	3,474,468.83	3,367,816.11	2.17
325,000	SPAIN KINGDOM OF 4.4 31OCT23	ユーロ	486,726.49	493,493.88	0.32
995,000	STATE BANK INDIA 3.622 17APR19 REGS	米ドル	1,006,951.05	1,020,838.16	0.66
9,045,000	SWEDEN KINGDOM OF 5 01DEC20 SER1047	スウェーデン・ク ローナ	1,606,948.33	1,534,472.46	0.99
255,000	T MOBILE USA INC 6.375 01MAR25	米ドル	256,421.50	259,324.80	0.17
395,000	T-MOBILE USA INC 6 01MAR23	米ドル	397,400.00	402,943.85	0.26
65,000	TRANSOCEAN INC 3.8 15OCT22	米ドル	59,230.92	57,251.55	0.04
650,000	TRANSOCEAN INC 6.375 15DEC21	米ドル	682,120.90	652,548.65	0.42
1,215,000	UNITED KINGDOM 3.25 22JAN44	英ポンド	2,034,746.63	2,127,342.14	1.37
1,615,000	UNITED KINGDOM 4.25 07DEC40	英ポンド	3,079,031.74	3,303,414.19	2.13
385,000	UNITED RENTALS NORTH 5.75 15NOV24	米ドル	402,162.50	401,156.91	0.26
425,000	UNITED RENTALS NORTH 6.125 15JUN23	米ドル	455,160.00	451,007.03	0.29
530,000	UNITYMEDIA HESSEN 7.5 15MAR19 REGS	ユーロ	736,116.85	695,118.06	0.45
7,060,000	US T NOTE INFL LKD 0.125 15APR19	米ドル	7,260,970.43	7,218,574.44	4.65
3,145,000	US T NOTE INFL LKD 0.125 15JUL24	米ドル	3,123,429.93	3,075,317.72	1.98
750,000	US T NOTE INFL LKD 1.25 15JUL20	米ドル	873,522.23	874,909.14	0.56
555,000	US T-BILL 0.00 19FEB15	米ドル	554,980.13	554,993.34	0.36
4,915,000	US T-NOTE 3.125 15AUG44	米ドル	4,979,342.90	5,107,432.08	3.29
1,365,000	VERIZON COMMUNICATION 4.40 01NOV34	米ドル	1,349,014.40	1,357,469.30	0.87
525,000	WELLS FARGO AND CO 2.625 15DEC16	米ドル	544,769.90	541,964.33	0.35
930,000	WIND ACQ FIN 6.5 30APR20 REGS	米ドル	970,125.00	963,187.05	0.62
350,000	WIND ACQ FIN 7 23APR21 REGS	ユーロ	465,793.08	439,719.16	0.28
債券合計			121,825,646.34	121,054,062.86	77.94

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表(続き)

2014年11月30日現在

世界スマート債券ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
I.公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券(続き)					
C.中期債券			米ドル	米ドル	%
600,000	AZURE ORBIT II INTL 3.375 25APR19	米ドル	604,842.00	608,754.00	0.39
925,000	BANK OF IRELAND 4 28JAN15 EMTN	ユーロ	1,243,696.31	1,156,947.56	0.74
565,000	EMIRATES TELECOM 1.75 18JUN21 GMTN	ユーロ	746,142.88	722,338.06	0.47
565,000	HSBC HLDGS PLC 3.375 10JAN24 EMTN	ユーロ	777,088.76	746,464.60	0.48
200,000	IBERDROLA FIN SAU 3.5 13OCT16 EMTN	ユーロ	274,565.13	262,916.47	0.17
400,000	IBERDROLA INT BV 4.5 21SEP17 EMTN	ユーロ	575,253.37	551,483.16	0.36
300,000	IBERDROLA INTL BV 3 31JAN22 EMTN	ユーロ	418,459.64	416,927.24	0.27
900,000	IND + COMM BK OF CHIN 3.231 13NOV19	米ドル	902,102.50	909,896.40	0.59

1,434,000	LITHUANIA REP 2.125 29OCT26	ユーロ	1,779,278.72	1,794,287.76	1.16
500,000	LITHUANIA REP 3.375 22JAN24 EMTN	ユーロ	703,813.33	709,539.35	0.46
530,000	LLOYDS BANK PLC 2.75 09DEC18 EMTN	英ポンド	879,760.39	862,692.32	0.56
570,000	LLOYDS BANK PLC 4.625 02FEB17 EMTn	ユーロ	810,335.79	773,298.20	0.50
440,000	MORGAN STANLEY 4.35 08SEP26 MTN	米ドル	437,926.10	445,276.92	0.29
400,000	PRUDENTIAL FIN IN 5.375 21JUN20 MTN	米ドル	454,424.60	454,135.20	0.29
305,000	RABOBANK NEDERL 3.875 20APR16 EMTN	ユーロ	422,396.29	398,111.31	0.26
100,000	REPSOL INTL FIN 2.625 28MAY20 EMTN	ユーロ	140,643.77	133,551.97	0.09
1,560,000	ROMANIA GOVT 2.875 28OCT24 SER EMTN	ユーロ	1,986,335.10	2,006,555.90	1.29
500,000	SANTANDER INTL DEBT 4 27MAR17 EMTN	ユーロ	686,236.87	670,300.51	0.43
500,000	SOCIETE GENERALE 2.375 28FEB18 EMTN	ユーロ	683,141.59	659,877.87	0.42
500,000	TELECOM ITALIA 5.375 29JAN19 EMTN	ユーロ	708,113.13	691,448.68	0.45
550,000	TELECOM ITALIA 6.375 24JUN19 EMTN	英ポンド	975,373.44	944,610.77	0.61
300,000	TELEFONICA EMISIO SAU 3.961 26MAR21	ユーロ	448,181.23	436,017.54	0.28
735,000	WELLS FARGO AND CO 4.65 04NOV44 MTN	米ドル	741,813.40	745,938.27	0.48
中期債券合計			17,399,924.34	17,101,370.06	11.04
投資有価証券合計			154,676,350.54	153,725,415.16	99.00

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表

未監査

世界スマート債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
米国	持株および金融会社	11.44
	中央政府 - 債券	10.84
	通信	2.30
	銀行およびその他の金融機関	1.98
	エネルギー・公益事業	1.46
	保険	0.84
	貴金属・宝石	0.55
	ホテル・レストラン	0.39
	各種貿易会社	0.29
	各種消費財	0.26
	事務用品・コンピューター	0.20
	航空宇宙産業	0.20
	自動車	0.19
	医療およびヘルスケア・サービス	0.16
	住宅抵当融資機関	0.14
	たばこ・アルコール飲料	0.14

石油	0.10
	31.48
イタリア	
中央政府 - 債券	5.56
通信	1.06
エネルギー・公益事業	0.31
	6.93
ドイツ	
中央政府 - 債券	4.90
政府機関	1.04
通信	0.45
	6.39
イギリス	
中央政府 - 債券	3.50
銀行およびその他の金融機関	2.64
持株および金融会社	0.12
	6.26
オーストラリア	
中央政府 - 債券	4.17
	4.17
オランダ	
銀行およびその他の金融機関	2.47
中央政府 - 債券	1.20
持株および金融会社	0.27
不動産会社	0.09
石油	0.09
	4.12

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表(続き)

未監査

世界スマート債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類(続き)

国名	業種	比率(%)*
スペイン		
	中央政府 - 債券	2.49
	持株および金融会社	0.43
	通信	0.28
	銀行およびその他の金融機関	0.18

エネルギー・公益事業	0.17
	3.55
ニュージーランド	
中央政府 - 債券	3.34
	3.34
アイルランド	
中央政府 - 債券	2.39
銀行およびその他の金融機関	0.74
	3.13
メキシコ	
中央政府 - 債券	2.34
食品・ノンアルコール飲料	0.45
	2.79
日本	
中央政府 - 債券	2.49
	2.49
ポーランド	
中央政府 - 債券	2.36
	2.36
ルクセンブルグ	
通信	1.45
化学品	0.40
国際機関	0.35
医薬品・化粧品	0.10
	2.30
フランス	
銀行およびその他の金融機関	1.30
たばこ・アルコール飲料	0.41
中央政府 - 債券	0.37
	2.08
モロッコ	
中央政府 - 債券	1.92
	1.92

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表(続き)

未監査

世界スマート債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類(続き)

国名	業種	比率(%)*
ポルトガル		
	中央政府 - 債券	1.63
		1.63
リトアニア		
	中央政府 - 債券	1.62
		1.62
アイスランド		
	中央政府 - 債券	1.37
		1.37
ルーマニア		
	中央政府 - 債券	1.29
		1.29
カナダ		
	地方機関	1.06
	石油	0.09
		1.15
アルゼンチン		
	地方機関	1.13
		1.13
英領ヴァージン諸島		
	各種サービス	1.13
		1.13
スウェーデン		
	中央政府 - 債券	0.99
		0.99
インド		
	銀行およびその他の金融機関	0.66
	石油	0.20
		0.86
ハンガリー		
	銀行およびその他の金融機関	0.86
		0.86
ケイマン諸島		
	石油	0.46
	持株および金融会社	0.39
		0.85

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

世界スマート債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)*
ブラジル	政府機関	0.78
		0.78
中国	銀行およびその他の金融機関	0.59
		0.59
シンガポール	石炭採掘・鉄鋼業	0.56
		0.56
アラブ首長国連邦	通信	0.47
		0.47
ベトナム	中央政府 - 債券	0.36
		0.36
コロンビア	石油	0.05
		0.05
投資有価証券合計		99.00

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2015年 8月31日現在です。

【新生・世界スマート債券ファンド 1502】

【純資産額計算書】

資産総額	9,517,466,292円
負債総額	8,844,301円
純資産総額（ - ）	9,508,621,991円
発行済口数	9,828,851,625口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9674円

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	189,009,775円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	189,009,775円
発行済口数	185,682,417口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0179円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとしします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成27年8月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

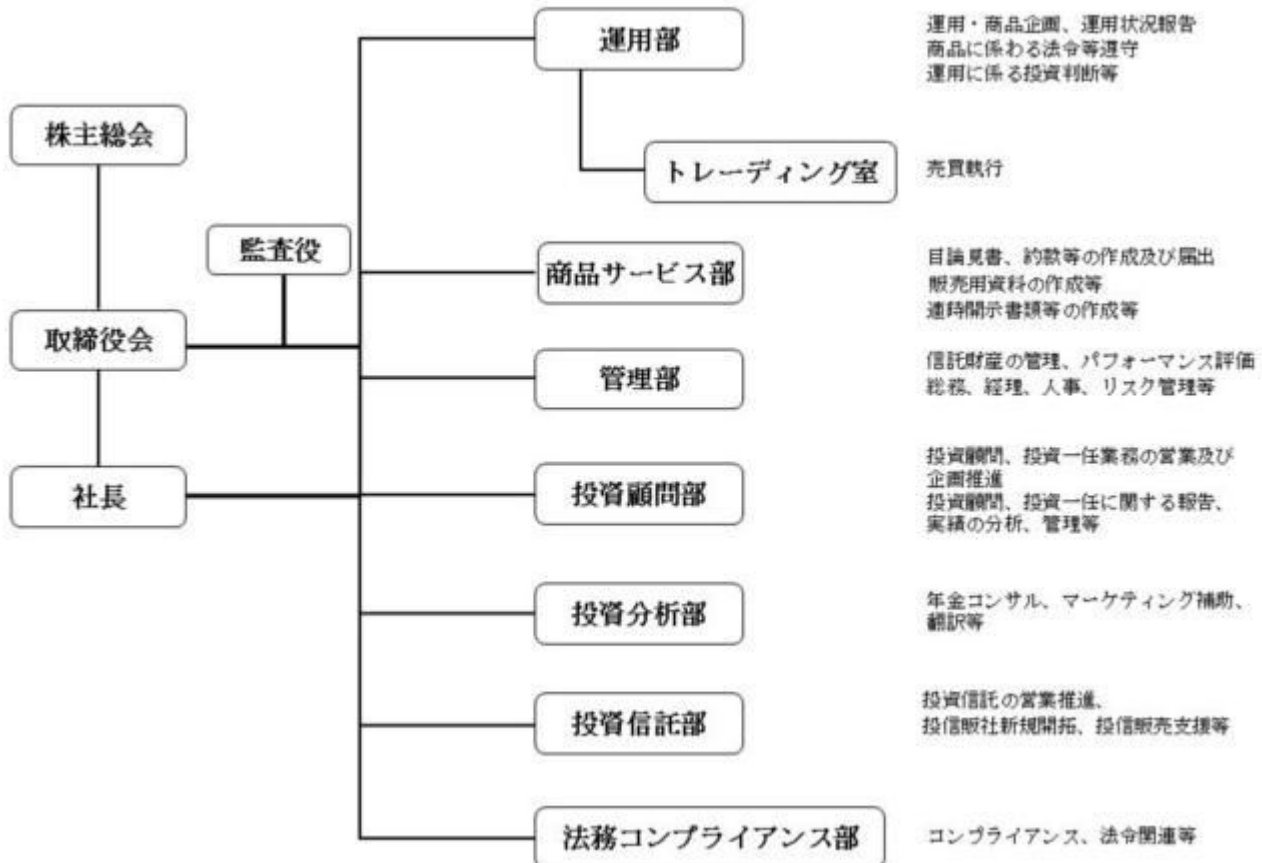
(2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



(3) 投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項につ

いては投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は平成27年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年8月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計32本（追加型投資信託20本、単位型投資信託12本）であり、純資産の総額は148,231百万円（百万円未満切捨）です。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

（1）【貸借対照表】

期別		第13期 (平成26年3月31日現在)	第14期 (平成27年3月31日現在)
科目	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
(資産の部)			
流動資産			
預金	2	776,003	719,681
前払費用		10,991	9,319
未収還付法人税等	2	1,405	557
未収委託者報酬		143,725	252,203
未収運用受託報酬		15,004	14,864
未収収益		4,862	4,631
立替金		-	8,320
流動資産計		951,991	1,009,579
固定資産			
有形固定資産		39,126	35,872
建物	1	37,003	34,358

器具備品	1	2,123		1,514	
投資その他の資産			44,119		44,119
差入保証金	2	44,119		44,119	
固定資産計			83,245		79,991
資産合計			1,035,237		1,089,570

期別		第13期 (平成26年3月31日現在)		第14期 (平成27年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			108,385		181,346
未払手数料	2	76,364		129,714	
その他未払金	2	32,021		51,632	
未払費用			13,371		13,902
未払法人税等			916		1,322
未払消費税等			297		19,067
繰延税金負債			275		-
賞与引当金			24,374		29,283
役員賞与引当金			-		5,400
預り金			4,527		5,456
流動負債計			152,148		255,778
固定負債					
資産除去債務			28,502		29,094
繰延税金負債			8,236		7,120
固定負債計			36,739		36,214
負債合計			188,887		291,992
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		351,349		302,578	
利益剰余金合計			351,349		302,578
株主資本合計			846,349		797,578
純資産合計			846,349		797,578
負債・純資産合計			1,035,237		1,089,570

(2) 【損益計算書】

期別		第13期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		第14期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,062,730		1,188,825	
運用受託報酬		90,517		79,093	
その他営業収益		19,229		19,139	
営業収益計			1,172,477		1,287,058
営業費用					
支払手数料	1	626,816		656,495	
広告宣伝費		30,101		39,245	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		428		322	
調査費		141,276		202,700	
委託計算費		18,075		18,944	
営業雑経費					
通信費		860		800	
印刷費		23,487		23,277	
協会費		2,635		2,245	
その他営業雑経費		8,861		7,604	
営業費用計			853,143		952,236
一般管理費					
給料					
役員報酬		38,960		38,880	
給料・手当		157,868		164,896	
賞与		6,170		-	
賞与引当金繰入額		24,374		24,399	
役員賞与引当金繰入額		-		5,400	
退職給付費用		28,175		28,123	
交際費		179		505	
旅費交通費		8,656		7,351	
租税公課		3,434		3,564	
不動産賃借料		44,119		44,119	
固定資産減価償却費		5,192		3,229	
資産除去債務利息費用		579		591	
諸経費		65,207		63,907	
一般管理費計			382,918		384,968
営業損失()			63,583		50,146
営業外収益					
受取利息	1	101		74	
為替差益		182		-	
雑収入		28		14	
営業外収益計			312		88
営業外費用					
為替差損		-		333	
連結納税未収金債務免除損失	1	850		-	
雑損失		308		3	
営業外費用計			1,159		336
経常損失()			64,430		50,394

特別損失					
固定資産除却損		16		24	
特別損失計			16		24
税引前当期純損失()			64,447		50,419
法人税、住民税及び事業税	1	560		255	
法人税等調整額		243	317	1,392	1,648
当期純損失()			64,130		48,770

(3) 【株主資本等変動計算書】

第13期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	495,000	415,479	415,479	910,479	910,479
当期変動額					
当期純損失()		64,130	64,130	64,130	64,130
当期変動額合計		64,130	64,130	64,130	64,130
当期末残高	495,000	351,349	351,349	846,349	846,349

第14期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	495,000	351,349	351,349	846,349	846,349
当期変動額					
当期純損失()		48,770	48,770	48,770	48,770
当期変動額合計		48,770	48,770	48,770	48,770
当期末残高	495,000	302,578	302,578	797,578	797,578

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容
-----	-----

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～38年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～20年</td> </tr> </table>	建物	8～38年	器具備品	4～20年
建物	8～38年				
器具備品	4～20年				
2. 引当金の計上基準	<p>賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。</p>				
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>				
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>				

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第13期 (平成26年3月31日現在)	第14期 (平成27年3月31日現在)														
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>11,373千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>11,521千円</td> </tr> </table>	建物	11,373千円	器具備品	11,521千円	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>14,018千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>11,055千円</td> </tr> </table>	建物	14,018千円	器具備品	11,055千円						
建物	11,373千円														
器具備品	11,521千円														
建物	14,018千円														
器具備品	11,055千円														
<p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>481,379千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>44,119千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td>47,653千円</td> </tr> </table>	預金	481,379千円	差入保証金	44,119千円	未払手数料	47,653千円	<p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>385,080千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>44,119千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td>65,673千円</td> </tr> <tr> <td>未収還付法人税等</td> <td>545千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち連結納税親会社から收受する金額であります。</p>	預金	385,080千円	差入保証金	44,119千円	未払手数料	65,673千円	未収還付法人税等	545千円
預金	481,379千円														
差入保証金	44,119千円														
未払手数料	47,653千円														
預金	385,080千円														
差入保証金	44,119千円														
未払手数料	65,673千円														
未収還付法人税等	545千円														

(損益計算書関係)

第13期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第14期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)														
<p>1. 関係会社との取引</p> <table border="0"> <tr> <td>支払手数料</td> <td>329,645千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td>101千円</td> </tr> <tr> <td>連結納税未収金債務免除損失</td> <td>850千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td> <td>850千円</td> </tr> </table>	支払手数料	329,645千円	受取利息	101千円	連結納税未収金債務免除損失	850千円	法人税、住民税及び事業税	850千円	<p>1. 関係会社との取引</p> <table border="0"> <tr> <td>支払手数料</td> <td>347,741千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td>74千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td> <td>545千円</td> </tr> </table>	支払手数料	347,741千円	受取利息	74千円	法人税、住民税及び事業税	545千円
支払手数料	329,645千円														
受取利息	101千円														
連結納税未収金債務免除損失	850千円														
法人税、住民税及び事業税	850千円														
支払手数料	347,741千円														
受取利息	74千円														
法人税、住民税及び事業税	545千円														
<p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であります。連結納税親会社と連結法人税の個別帰属額の授受を行わないため、当該個別帰属額の全額に対し、連結納税未収金債務免除損失を計上しております。</p>	<p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から收受する金額であります。</p>														

(株主資本等変動計算書関係)

第13期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）					第14期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,900			9,900	普通株式(株)	9,900			9,900

（リース取引関係）

第13期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）		第14期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

（金融商品関係）

第13期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である賃貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である賃貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用商品サービス部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用商品サービス部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	776,003	776,003	-
未収委託者報酬	143,725	143,725	-
未収運用受託報酬	15,004	15,004	-
差入保証金	44,119	31,930	12,189
資産計	978,852	966,663	12,189
未払手数料	76,364	76,364	-
その他未払金	32,021	32,021	-
負債計	108,385	108,385	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	776,003	-
未収委託者報酬	143,725	-
未収運用受託報酬	15,004	-
差入保証金	-	44,119
合計	934,733	44,119

第14期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	719,681	719,681	-
未収委託者報酬	252,203	252,203	-
未収運用受託報酬	14,864	14,864	-
差入保証金	44,119	35,130	8,989
資産計	1,030,869	1,021,879	8,989
未払手数料	129,714	129,714	-
その他未払金	51,632	51,632	-
負債計	181,346	181,346	-

（2）時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることか

ら、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	719,681	-
未収委託者報酬	252,203	-
未収運用受託報酬	14,864	-
差入保証金	-	44,119
合計	986,749	44,119

(有価証券関係)

第13期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第13期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第13期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

	エマージング・ カレンシー・債 券ファンド (毎月分配型)	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ ドリーム ・ファンド
営業収益	558,849	221,176	109,091

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

	エマージング・ カレンシー・債 券ファンド (毎月分配型)	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ ドリーム ・ファンド
営業収益	389,461	283,257	215,017

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(資産除去債務関係)

第13期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)				第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)			
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの				資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの			
1. 当該資産除去債務の概要				1. 当該資産除去債務の概要			
当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。				当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。			
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法				2. 当該資産除去債務の金額の算定方法			
使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。				使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。			
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減				3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減			
(単位：千円)				(単位：千円)			
期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過によ る調整額	期末残高	期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過によ る調整額	期末残高
27,922		579	28,502	28,502		591	29,094

(関連当事者情報)

第13期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の 兼任	支払手数料	329,645	未払 手数料	47,653
							連結法人税額	850		
							連結納税未収金 債務免除損失	850		
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第14期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の 兼任	支払手数料	347,741	未払 手数料	65,673
							連結法人税額	545	未収還付 法人税等	545
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第13期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第14期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <table border="0"> <tr><td>未払事業税</td><td>270千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td>264千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金等</td><td>9,974千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>10,509千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>千円</td></tr> </table> <p>固定資産</p> <table border="0"> <tr><td>資産除去債務</td><td>10,158千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>11,600千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>441千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>22,199千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <p>流動負債</p> <table border="0"> <tr><td>未収事業税</td><td>275千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>275千円</td></tr> </table> <p>固定負債</p> <table border="0"> <tr><td>建物（除去費用）</td><td>8,236千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>8,236千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>8,512千円</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金負債の純額</td><td>8,512千円</td></tr> </table>	未払事業税	270千円	未払事業所税	264千円	賞与引当金等	9,974千円	評価性引当額	10,509千円	小計	千円	資産除去債務	10,158千円	繰越欠損金	11,600千円	その他	441千円	評価性引当額	22,199千円	小計	千円	繰延税金資産合計	千円	未収事業税	275千円	小計	275千円	建物（除去費用）	8,236千円	小計	8,236千円	繰延税金負債合計	8,512千円	差引：繰延税金負債の純額	8,512千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <table border="0"> <tr><td>未払事業税</td><td>341千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td>261千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金等</td><td>13,186千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>13,789千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>千円</td></tr> </table> <p>固定資産</p> <table border="0"> <tr><td>資産除去債務</td><td>9,397千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>21,995千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>333千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>31,726千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <table border="0"> <tr><td>建物（除去費用）</td><td>7,120千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>7,120千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>7,120千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>円</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金負債の純額</td><td>7,120千円</td></tr> </table>	未払事業税	341千円	未払事業所税	261千円	賞与引当金等	13,186千円	評価性引当額	13,789千円	小計	千円	資産除去債務	9,397千円	繰越欠損金	21,995千円	その他	333千円	評価性引当額	31,726千円	小計	千円	繰延税金資産合計	千円	建物（除去費用）	7,120千円	小計	7,120千円	繰延税金負債合計	7,120千円	計	円	差引：繰延税金負債の純額	7,120千円
未払事業税	270千円																																																																		
未払事業所税	264千円																																																																		
賞与引当金等	9,974千円																																																																		
評価性引当額	10,509千円																																																																		
小計	千円																																																																		
資産除去債務	10,158千円																																																																		
繰越欠損金	11,600千円																																																																		
その他	441千円																																																																		
評価性引当額	22,199千円																																																																		
小計	千円																																																																		
繰延税金資産合計	千円																																																																		
未収事業税	275千円																																																																		
小計	275千円																																																																		
建物（除去費用）	8,236千円																																																																		
小計	8,236千円																																																																		
繰延税金負債合計	8,512千円																																																																		
差引：繰延税金負債の純額	8,512千円																																																																		
未払事業税	341千円																																																																		
未払事業所税	261千円																																																																		
賞与引当金等	13,186千円																																																																		
評価性引当額	13,789千円																																																																		
小計	千円																																																																		
資産除去債務	9,397千円																																																																		
繰越欠損金	21,995千円																																																																		
その他	333千円																																																																		
評価性引当額	31,726千円																																																																		
小計	千円																																																																		
繰延税金資産合計	千円																																																																		
建物（除去費用）	7,120千円																																																																		
小計	7,120千円																																																																		
繰延税金負債合計	7,120千円																																																																		
計	円																																																																		
差引：繰延税金負債の純額	7,120千円																																																																		
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>法定実効税率</td><td>38.01%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>0.45%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.59%</td></tr> <tr><td>評価性引当額増減</td><td>34.81%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1.67%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等負担額</td><td>0.49%</td></tr> </table>	法定実効税率	38.01%	住民税均等割	0.45%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%	評価性引当額増減	34.81%	その他	1.67%	税効果会計適用後の法人税等負担額	0.49%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>法定実効税率</td><td>35.64%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>0.57%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.42%</td></tr> <tr><td>評価性引当額増減</td><td>25.40%</td></tr> <tr><td>税率変更による期末繰延税金負債の減額修正</td><td>7.55%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1.58%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等負担額</td><td>3.27%</td></tr> </table>	法定実効税率	35.64%	住民税均等割	0.57%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42%	評価性引当額増減	25.40%	税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	7.55%	その他	1.58%	税効果会計適用後の法人税等負担額	3.27%																																								
法定実効税率	38.01%																																																																		
住民税均等割	0.45%																																																																		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%																																																																		
評価性引当額増減	34.81%																																																																		
その他	1.67%																																																																		
税効果会計適用後の法人税等負担額	0.49%																																																																		
法定実効税率	35.64%																																																																		
住民税均等割	0.57%																																																																		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42%																																																																		
評価性引当額増減	25.40%																																																																		
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	7.55%																																																																		
その他	1.58%																																																																		
税効果会計適用後の法人税等負担額	3.27%																																																																		
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、復興特別法人税が1年前倒して廃止されることに伴い、当事業年度は繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、支払が見込まれる期間が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものは、38.01%から35.64%に変更されております。その結果、繰延税金負債の金額が44千円減少し、法人税等調整額の金額が44千円減少しております。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることに伴い、当事業年度は繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日ま</p>																																																																		

	でのものは、35.64%から33.06%に、平成28年4月1日からのものは32.30%に変更されております。その結果、繰延税金負債の金額が727千円減少し、法人税等調整額の金額が727千円減少しております。
--	---

(退職給付関係)

第13期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第14期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

(1株当たり情報)

第13期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第14期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり純資産額 85,489円87銭 1株当たり当期純損失 6,477円79銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純損失は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 80,563円51銭 1株当たり当期純損失 4,926円36銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純損失は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

(重要な後発事象)

第14期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円(平成27年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末現在)	事業の内容
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は提出されておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月4日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島紀子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年9月24日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・世界スマート債券ファンド 1502の平成27年2月2日から平成27年8月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・世界スマート債券ファンド 1502の平成27年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。